

滋賀県農村振興交付金制度審議会運営要領

(会議の招集)

第1条 会長は、滋賀県農村振興交付金制度審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所および議案を委員に通知するものとする。

(事務の細目)

第2条 滋賀県附属機関設置条例（平成25年7月5日滋賀県条例第53号）別表第1項の表に掲げる審議会の担任する事務の細目は、別紙1のとおりとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。この場合においては、非公開とした理由を明らかにしなければならない。

2 会議の公開は、県民および報道機関で会議の傍聴を希望する者からの申出に基づき、会長が傍聴を認めることにより行う。

3 傍聴者（報道機関を除く）の定員は、あらかじめ定めておくものとし、定員を超えた場合は先着順とする。

4 公開の会議の秩序を維持するため、傍聴に係る遵守事項（別紙2）を定め、傍聴者へ配布する措置を講じるものとする。

(会議概要)

第4条 審議会の議事結果については、その都度会議概要（委員の発言要旨、審議の経過および結果等を事務局が要約、整理したもの）を作成のうえ、保管しなければならない。

2 会議概要は、会議を公開とした場合にあっては公開とし、会議を非公開とした場合にあっては非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合であっても、会長が承認したときは、会議概要の一部または全部を公開とすることができる。

3 前項の規定は、審議会において配布された資料について準用する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

付 則

1 この要領は、平成25年11月26日から施行する。

2 この要領は、平成26年5月27日から施行する。

3 平成25年度に交付された交付金に関するものについては、従前の例によるものとする。

4 この要領は、令和8年1月28日から施行する。

別紙1（第2条関係）

審議会の担任する事務の細目

記載省略

別紙2（第3条関係）

傍聴要領

滋賀県農村振興交付金制度審議会

滋賀県農村振興交付金制度審議会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続き

（1）滋賀県農村振興交付金制度審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付に申し出て住所（市町名）および氏名を記入し、会長の許可を受けてください。

（2）傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順とします。

（3）傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

（1）会議の開催中は、静かに傍聴してください。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないでください。

（2）飲食、喫煙等をしないでください。

（3）会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。

（4）その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないでください。

（5）非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席してください。

3 会議の秩序の維持

（1）上記2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。

（2）遵守事項に違反した場合は、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席いただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。